

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年10月14日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第86号

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成10年白馬村要綱第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、白馬村内における生活排水による公共用水域及び地下水等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、白馬村補助金等交付規則（昭和43年白馬村規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上で、かつ、放流水のBODが1リットルにつき1日平均値20ミリグラム以下の

機能を有するものをいう。

- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独浄化槽をいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（簡易水洗式便所の便槽も含む。）をいう。
- (5) 住宅 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自らの生活の本拠として居住する専用住宅及び併用住宅（店舗、事務所等を併設し、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 企業等が従業員向けや販売を目的に建設する建物、アパート、マンション等の共同住宅及び長屋住宅
 - イ 別荘（季節的に生活の用に供する住宅その他継続して居住しない住宅）
 - ウ 旅館業法（昭和23年法律第138号）又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく宿泊等の事業の用に供する部分を含む建物

- (6) 転換 住宅において設置された単独処理浄化槽又はくみ取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を原則として全部撤去し、同一敷地内において合併処理浄化槽に設置替えすること（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく建築確認申請を要しないものに限る。）をいう。
- (7) 建替え等 住宅において設置された単独処理浄化槽等を原則として全部撤去し、同一敷地内において合併処理浄化槽に設置替えすること（建築基準法第6条第1項に基づく建築確認申請又は同法第15条第1項に基づく建築工事届の提出を要する建築行為に伴うものに限る。）をいう。

（補助対象区域）

第3条 補助金の交付対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次の各号に定める区域とする。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 公共下水道事業の供用開始区域以外の区域
 - (2) 農業集落排水事業の処理対象区域以外の区域
- (補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、汚水処理未普及の解消につながるものとする。

- (1) 補助対象区域における住宅において転換又は建替え等を行い、当該住宅を生活の本拠として居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本村の住民基本台帳に記録される者
- (2) 補助対象区域において住宅を新設し、当該住宅を生活の本拠として居住し、かつ、本村の住民基本台帳に記録される者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 補助事業年度の事業完了期限（村長が定める期日）までに浄化槽の設置を完了することができない者
- (2) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項の確認を受けない者、又は同法第15条第1項に基づく建築工事届の提出を行わない者
- (3) 住宅を借りている者で、合併処理浄化槽の設置について賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 住宅を販売する目的で合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 合併処理浄化槽の設置された住宅を建て替え又は増築する場合に合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 既存の合併処理浄化槽の更新又は改築をする者（災害に伴うものは除く。）
- (7) 前項各号に規定する住宅を、主として事業、賃貸又は保養の目的で使用する者と認められる者
- (8) 村税、水道料金、下水道使用料（下水道受益者負担金、区域外流入分担

金を含む。)等を滞納している者

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条

第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表1に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 審査機関に受理された浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽設計概要書の写し(建築基準法第15条第1項に基づく建築工事届を提出した場合は、当該届出書の写しを含む。)

(2) 設置場所の案内図及び配置図

(3) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 代理人により申請手続を行う場合にあっては、委任状(様式第9号)

(5) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 村長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、公用照会等により資格要件を確認のうえ、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。なお、通知は申請者の同意を得て電子メール等の電磁的方法により行うことができる。

(事業内容の変更等)

第8条 第7条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに村長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内（第8条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1箇月以内）又は当該年度2月15日（その日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（保守点検及び清掃の双方について契約が確認できるもの。補助対象者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 当該事業に係る工事写真（人槽プレートの近接写真を含む。）
- (4) 維持管理に関する誓約書（様式第8号）
- (5) 申請者の住民票の写し（浄化槽を設置した住宅の所在地に住民登録がされているものに限る。）
- (6) その他村長が必要と認める書類

- 2 前項第5号の規定にかかわらず、補助事業の完了時に当該住宅への住民登録がやむを得ない事情により完了していない場合は、村長が別に定める確約

書（様式第10号）をもって同号の書類に代えることができる。この場合において、補助対象者は、当該確約書に記載した期日までに、補助対象住所の住民票の写しを村長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 村長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第12条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

（補助金の返還）

第13条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（事業の確認）

第14条 村長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

- 2 村長は、第9条第2項の規定により確約書が提出された場合は、当該確約書に記載された期日経過後、速やかに当該申請者の住民登録の状況を確認するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた申請、決定その他の手続きは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表1（第5条関係）

人槽区分	限度額
5人槽	414,000円
6～7人槽	474,000円
8～10人槽	660,000円
11～20人槽	1,002,000円
21人槽以上	1,545,000円

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

- 1 設置場所 白馬村大字 番地
- 2 事業区分 ☐ 新設 ☐ 転換（単独・くみ取りからの変更） ☐ 建替え等
- 3 建物用途 ☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅（店舗（飲食店等）・事務所等併設）
（延べ床面積： m² / うち居住部分： m²）
※併用住宅は居住部分が全体の2分の1以上である必要があります。
- 4 浄化槽規模 人槽区分：
☐ 5人槽 ☐ 6～7人槽 ☐ 8～10人槽 ☐ 11～20人槽 ☐ 21人槽以上
- 5 着手予定日 年 月 日
- 6 完了予定日 年 月 日

【誓約及び確認・同意事項】

※申請者は内容を確認し、☐にチェックを入れてください。

- ☐ 私は、本事業完了後、対象住宅に生活の本拠として定住（住民登録）することを誓約します。
- ☐ 本住宅は、別荘（一時的な保養等）、賃貸住宅、長屋、共同住宅ではありません。
- ☐ 本住宅は、旅館業法に基づく宿泊施設、又は住宅宿泊事業法に基づく民泊等の事業には使用しません。
- ☐ 補助要件確認のため、村が私の住民登録状況、村税・諸料金等の納付状況、建築確認申請・建築工事届の情報及び暴力団排除に関する公用照会を行うことに承諾します。
- ☐ 上記の誓約に違反したことが判明した場合、補助金交付決定を取り消され、補助金の全額を返還することに同意します。

【添付書類】

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽設計概要書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) その他村長が必要と認める書類（委任状、概算設計書等）

※補助金交付決定（確定）通知の電子交付（Eメール）に同意いただける方はアドレスを記入してください。

Eメール： _____@_____

白水第 号

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

白馬村長

年 月 日付けで申請のあった白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- | | | |
|-------------|-------|----|
| 1 補助事業の実施場所 | 白馬村大字 | 番地 |
| 2 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 対象浄化槽の規模 | 人槽区分： | 人槽 |
| 4 事業完了予定期日 | 年 月 日 | |
| 5 交 付 の 条 件 | | |

- (1) 補助対象者は、本補助金の対象となる住宅に自らの生活の本拠として居住（定住）しなければならない。
- (2) 本補助金の対象となった住宅を、主として保養（別荘）、賃貸、若しくは長屋等の目的で使用し、又は旅館業法に基づく宿泊施設若しくは住宅宿泊事業法に基づく民泊等の事業の用に供してはならない。
- (3) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が完了したときは、速やかに村長に実績報告書を提出しなければならない。
- (5) 補助事業の完了時にやむを得ない事情により当該住宅への住民登録が完了せず、要綱第 9 条第 2 項の規定による確約書（様式第 10 号）を提出して補助金の交付を受けた場合は、当該確約書に記載された期日までに、補助対象住所の住民票の写しを村長に提出しなければならない。
- (6) 本交付決定の条件に違反したとき、又は不正の手段により補助金を受けようとし、若しくは受けたときは、要綱第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがある。

白水第 号
年 月 日

様

白馬村長

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書

年 月 日付で申請のあった合併浄化槽設置整備事業補助金について、下記の理由により不交付とする。

記

（不交付理由）

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第4条第2項第（ ）号に当てはまるため。

理由詳細：

教示

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります。）、提起することができます。ただし、前記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日

白馬村長 宛

住 所

氏 名

年 月 日付白水第 号に基づく合併処理浄化槽設置整備事業を 下記
のとおり変更したいので承認して下さい。

記

変 更 理 由		
変 更 内 容		
申 請 額	変更前金額	円
	変更後金額	円
備 考		

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

年 月 日

白馬村長 宛

補助対象者 住 所（現住所）

氏 名

電 話 （ ）

年 月 日付け、白水第 号で補助金の交付決定通知のあった合併処理浄化槽設置整備事業が完了しましたので、白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額：金 円
- 2 事業完了日： 年 月 日
- 3 設置場所：白馬村大字 番地
- 4 設置浄化槽の規模 人槽区分：
☐ 5 人槽 ☐ 6～7 人槽 ☐ 8～10 人槽 ☐ 11～20 人槽 ☐ 21 人槽以上

【実績報告時における住民登録の状況】

※いずれかにチェックを入れてください。

☐ 設置場所への住民票の異動が【完了】している。

⇒ 添付書類(5)「申請者の住民票の写し」を添付してください。

☐ やむを得ない事情により、住民票の異動が【未了】である。

⇒ 添付書類(6)「住民登録に関する確約書（様式第 10 号）」を添付してください。

【添付書類】

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 当該事業に係る工事写真（※浄化槽本体の「人槽プレート」の近接写真を必ず含むこと）
- (4) 維持管理に関する誓約書（様式第 8 号）
- (5) 申請者の住民票の写し（浄化槽を設置した住宅の所在地に住民登録がされているもの）
- (6) 住民登録に関する確約書（様式第 10 号）※やむを得ない事情により(5)が提出できない場合のみ
- (7) その他村長が必要と認める書類（工事施行状況点検表他）

白水第 号

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日

様

白馬村長

年 月 日付けで提出のあった白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書について審査（及び現地調査）を行った結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたので、白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、補助金の交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-------|----|
| 1 | 補助事業の実施場所 | 白馬村大字 | 番地 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 対象浄化槽の規模 | 人槽区分： | 人槽 |

【確約書（様式第 10 号）を提出された方への重要なお知らせ】

やむを得ない事情により、実績報告時に住民登録に関する確約書（様式第 10 号）を提出された方は、確約書に記載された期限（ 年 月 日）までに必ず補助対象住所の住民票の写しを上下水道課窓口へ提出してください。

正当な理由なく期日までに提出がない場合、又は定住の実態がないと認められる場合は、要綱第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、本確定及び交付決定を取り消し、補助金の全額返還を命ずることになりますので十分ご注意ください。

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

白馬村長 宛

補助対象者 住所
氏名

年 月 日付白水第 号で確定のあった補助金を下記のとおりに請求します。

記

- 1 確定額 金 円
- 2 請求額 金 円
- 3 振込先

金融機関名	農協 信用金庫 本所・本店 銀行 支所・支店
口座の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

維持管理に関する誓約書

年 月 日

私は、合併処理浄化槽設置後の維持管理について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に実施することを誓います。

記

- 1 保守点検の適正な実施
- 2 清掃の適正な実施
- 3 法定検査（浄化槽法第 7 条及び第 11 条）の受検

住所

氏名（※自署）

委任状

年 月 日

白馬村長 宛

【委任者（申請者）】

住 所：

氏 名： 印

（※本人が手書き（自署）する場合は、押印を省略できます。）

電 話： （ ）

私は、下記の者を代理人と定め、後記の権限を委任します。

【受任者（代理人）】

住 所：

氏名又は法人名等： 印

電 話： （ ）

（※代理人が行政書士である場合は、氏名欄に職印を押印し、登録番号を明記してください。）

事務所名：

登録番号：第 号

【委任する事項】

※該当する事項の□にチェックを入れてください。

☐ 1 補助金の申請等に関する件

白馬村浄化槽設置整備事業補助金の交付申請、変更申請、実績報告及びこれらに付随する一切の書類提出並びに行政手続に関すること。

☐ 2 補助金の請求及び受領に関する件

当該補助金の請求及び補助金交付金の受領（代理人名義の口座への振込みを含む。）に関すること。

☐ 3 補助金の取下げに関する件

当該補助金の交付申請の取下げに関すること。

白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る住民登録に関する確約書

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住 所（現住所）

氏 名（※自署）

携帯電話 （ ）

私は、白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績報告にあたり、補助対象となる住宅への住民登録がやむを得ない事情により未了であるため、下記の事項を遵守することを確約いたします。

なお、正当な理由なく期日までに住民票の異動及び書類の提出を行わない場合、又は本確約に違反した場合は、白馬村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づく交付決定の取消し及び第 13 条の規定に基づく補助金の返還命令に従い、速やかに補助金を村へ返還いたします。

記

1 補助対象住宅の所在地（設置場所）

白馬村大字 番地

2 住民票を即時に異動できないやむを得ない理由（具体的に記載してください）

3 住民票異動及び写しの提出期限

年 月 日 まで

4 施工業者（ハウスメーカー等）連絡先

会社名： 担当者名：

電 話： （ ）

【あわせて提出を求める生活実態確認書類】※該当するものにチェック（複数可）

☐ 補助対象住宅の工事引渡証明書又は売買契約書の写し

☐ 公共料金（電気・ガス・水道等のいずれか）の開通・契約を確認できる書類の写し

☐ その他（ ）